

第12回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年8月18日  
 告示番号 第9号  
 会議年月日 令和4年8月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹  
 局長補佐 佐藤 正浩  
 主査 千葉 久和  
 主任 藤原 弘子

本日の案件 第12回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時34分

議長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第12回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、3番 佐藤 喜明 委員、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届出がありました。</p>
議長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に24番 鈴木 弘也 委員、2番 佐藤 圭一 委員を指名いたします。                  書記には、千葉主査、藤原主任を指名いたします。</p>
議長	<p>議案審議に入ります。                  「報告第26号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局長	<p>事務局の説明を求めます。                  議案の1ページをお開き願います。</p>

報告第26号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から7ページの第19号までの19件、19名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年8月17日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第26号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、「報告第26号」の質疑を終わります。

次に、「報告第27号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

8ページをお開き願います。

報告第27号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から9ページの第8号までの8件13筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する

議 長  
議 長  
局 長

農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が5件、農業用施設の整備が3件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第27号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第27号」の質疑を終わります。

次に、「議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

10ページをご覧ください。

議案第86号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に大東地域に係る申請2件です。

第1号については、譲渡人が2人とも遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が宅地及び住宅等と合わせて農地を取得し、新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

譲受人は農家ではありませんが、ピーマン、ネギ、大根などの作付、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

また、取得する農地面積は、現行の下限面積の10a未満ですが、空き家バンク登録案件であり、別段面積1aが適用となるため、許可要件を満たしております。

11ページをご覧ください。

議 長

21番  
畠山 潔 委員

議 長

12番  
藤原 美喜男 委員

議 長

次に、藤沢地域に係る申請3件です。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号及び第6号については、譲渡人及び譲受人がそれぞれ自身所有の農地と一体的に管理することで耕作の利便性を図るため交換により取得しようとするものです。

以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第86号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年8月10日、水曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、小崎委員、支所職員、畠山産業建設課課長補佐。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年8月9日、火曜日、午前9時より、調査員、農業委員、千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員、小松委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員、小原産業建設課主任技師、小野寺産業建設課主任主事。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ありがとうございました。

9 番  
畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第 3 条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和 4 年 8 月 10 日、水曜日、午後 1 時 30 分より、  
現地調査員、農業委員、私 畠山、農地利用最適化推進委員、畠  
山委員、佐藤委員、支所職員、阿部産業建設課主事。

報告内容、第 4 号から第 6 号について、別紙農地法第 3 条現地  
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました  
結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな  
いことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 86 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対  
する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 86 号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申  
請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

12 ページをお開き願います。

議案第 87 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対す  
る意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提  
出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 11 件です。

第 1 号は、譲受人が共同住宅を建築するため転用申請するもの  
です。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地  
であるため、第 3 種農地と判断しました。

第 2 号から 14 ページの第 6 号までの 5 件は同一事業で、借受人

が貸店舗を建設するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第7号は、譲受人が歯科医院及び駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が宅地分譲7区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

15ページをお開き願います。

第9号は、借受人が残土置場として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3年以内の一時転用は可能です。

第10号は、譲受人が宅地分譲6区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第11号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第12号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第13号は、借受人が調整池浚渫工事に伴う土砂仮置場として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3年以内の一時転用は可能となっております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第14号は、借受人が選果場を設置するため転用申請するものです。

申請地は令和4年3月11日付けで、農振農業用施設用地に用途

議 長  
  
2 番  
佐藤 圭一 委員

変更済みです。

17ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第15号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

なお、申請地は平成30年12月21日付けで農振除外済みです。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、15件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第87号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 4 年 8 月 10 日、水曜日、午前 9 時より、調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡邊委員、事務局職員 阿部事務局長、千葉主査、千葉主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は、J R 一ノ関駅から北に約 1.5km にあり、周囲は北側が市道、東及び西側が宅地、南側が農地となっている。

申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第 2 号から第 6 号、申請地は、J R 一ノ関駅から北に約 1.6km の位置にあり、周囲は北、東及び南側が市道、西側が農地及び宅地となっております。

申請人が貸店舗を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第 7 号、申請地は、J R 一ノ関駅から南に約 600m の位置にあり、周囲は北側が市道、東及び西側が用悪水路、南側が農地となっております。

申請人が歯科医院及び来院者用駐車場を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

第8号、申請地は、一関インターチェンジから南東に約1.3kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が市道、南側が公衆用道路、西側が用悪水路となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

第9号、申請地は、JR真滝駅から南東に約2.1kmの位置にあり、周囲は北側が農地、山林及び原野、東側が原野、南側がため池及び山林、西側が山林となっております。

申請人が残土置場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

第10号、申請地は、一関インターチェンジから北西に約520mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東及び西側が用悪水路、南側が農地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第11号、申請地は、JR一ノ関駅から西に約1.4kmの位置にあり、周囲は北及び東側が農地、南側が市道、西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年8月10日、水曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 小澤、農地利用最適化推進委員 及川委員、千葉委員、支所職員 千葉産業建設課主査、後藤会計年度職員。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第12号、申請地は、花泉支所から南東に約1.5kmの位置にあり、周囲は北側が宅地及び農地、東側がため池及び道、南側が現況雑種地、西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に

議 長

4 番

小澤 仁 委員



接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第13号、申請地は、花泉支所から南東に約3.2kmの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東及び南側が市道、西側が用悪水路となっております。

申請人が調整池浚渫工事に伴う土砂の仮置場として利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年8月10日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野寺委員、支所職員 小山産業建設課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第14号、申請地は、JR千厩駅から南東に約4.7kmの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、東側が市道、南及び西側が農地となっております。

申請人が選果場を設置する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上、報告いたします。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第15号、申請地は、藤沢支所から北に約2.7kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が農地、南側が農地及び宅地、西側が農地及び一部宅地となっております。

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

議 長

5 番  
佐藤 繁 委員

議 長

9 番  
畠山 信吾 委員

議 長

21番  
畠山 潔 委員

局 長 補 佐

議 長  
21番  
畠山 潔 委員  
局 長 補 佐  
21番  
畠山 潔 委員

局 長 補 佐

議 長  
21番  
畠山 潔 委員  
局 長 補 佐

21番  
畠山 潔 委員  
議 長

議 長

以上で現地調査の結果報告を終わります。

なお、第13号について16番 及川 治雄 委員が、第14号について8番 千田 幹雄 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

11号についてお聞きいたします。

図面の18ページ、申請地15-30に自己住宅を建てるということですが、東側に畑の農地があるわけですが、小規模の畑、そして縦長ということで、この住宅を建てるに当たりまして影響がないものか、もう少し詳しくお聞きしたいです。

お答えいたします。

こちらは登記簿上畑となっておりますけれども、実質的には法面状態ということで、この部分は宅地として利用できないので、今回、取得はされなかったということでございます。

畠山委員、よろしいですか。

分かりました。

もう1つ、所有者は同じですよ。

所有者は同じでございます。

分かりました。

別件で15号について、この申請地に太陽光設置ということですが、設置するに当たり資材を運ぶにはどこを通るのかをお聞きいたします。周辺の方々に迷惑がかからないのでしょうか。

お答えいたします。

申請地南側の137番の宅地の中央付近に実質的に道路が走っているということでございます。そこを通過するという事です。

畠山委員、了解ですか。

例えば建設工事のとき届出が出たりもした経過があるのですが、こういう場合は出さなくてもいいのでしょうか。

先ほど説明した土地は宅地になりますので、そこを通行することに特に問題はないと考えております。

通るのは、宅地の部分ですね。

了解しました。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を第13号及び第14号を除き、許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第87号」を第13号及び第14号を除き許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第87号」第13号について審議いたします。 及川 治雄 委員は退室願います。 (午後2時10分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第87号」第13号について許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第87号」第13号を許可相当と決します。 及川 治雄 委員は入室願います。 (午後2時11分 入室)
議	長	及川 治雄 委員に申し上げます。 「議案第87号」第13号は許可相当と決しました。
議	長	次に、「議案第87号」第14号について審議いたします。 千田 幹雄 委員は退室願います。 (午後2時11分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第87号」第14号について許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。  
よって、「議案第87号」第14号を許可相当と決めます。  
千田 幹雄 委員は入室願います。

(午後2時12分 入室)

議 長

千田 幹雄 委員に申し上げます。

「議案第87号」第14号は許可相当と決しました。

議 長

次に、「議案第88号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

18ページをお開き願います。

議案第88号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

19ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、所有権移転が3件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が2件、集団案件一括方式が1件です。

最初に所有権移転ですが、第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号、こちらは20ページまで続いておりますが、室根地域に係る申請です。

21ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号は、大東地域に係る申請です。

第2号は、室根地域に係る申請です。

22ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号は、川崎地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第88号」の説明を終わります。

なお、[所有権移転]第1号について、11番 山本 佳範 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制

		限に該当いたしますので、これを除き審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第88号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を [所有権移転]第1号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第88号 一関市農用地利用集積計画の決定につ いて」を[所有権移転]第1号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第88号」[所有権移転]第1号について審議いた します。 山本 佳範 委員は退室願います。 (午後2時16分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第88号」[所有権移転]第1号を可と決する方は挙手願 います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第88号」[所有権移転]第1号を可と決しま す。 山本 佳範 委員は入室願います。 (午後2時17分 入室)
議	長	山本 佳範 委員に申し上げます。 「議案第88号」[所有権移転]第1号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第89号 農地法の適用外であることの証明願に対 する可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
局 長 補 佐		23ページをお開き願います。 議案第89号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否 について、内容をご説明いたします。

議 長

2 番  
佐藤 圭一 委員

議 長

5 番  
佐藤 繁 委員

議 長

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、一関地域1件、千厩地域1件、藤沢地域2件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第89号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は農地法第5条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから西に約5.6kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側が原野、南側が市道、西側が山林となっております。

平成9年頃から143-288は原野化しており、143-90は建設関係事業用地として利用していたものであり、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は農地法第5条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR千厩駅から北東に約1.9kmの位置にあり、周囲は北側が道、東及び南側が農地、西側が宅地及び山林となっております。

昭和59年頃から自宅進入路として利用していたものであり、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

9 番  
畠山 信吾 委員

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。  
藤沢地域の農地法適用外現地調査報告を行います。  
現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

報告内容、第3号、申請地は、藤沢支所から北西に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側が雑種地、東側は市道及び農地、西側は宅地、南側が農地となっております。

昭和54年頃から自宅進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

第4号、申請地は、藤沢支所から南西に約7.9kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が市道、南側が公衆用道路、西側が農地となっております。

平成12年頃から農畜産物加工販売施設の来客用駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

21番  
畠山 潔 委員

2号についてお聞きいたします。

所有者の住所が申請のときに170-1となっているのですが、土地利用状況図30ページを見ますと、そこが山林になっていますが、この図面が古い関係でそうなのか、お聞きします。

局 長 補 佐

お答えいたします。

この場で正確なことはお答えできないですが、推察ですけれども、170-1は現在はないようですので、住民票異動等の履歴を調べないと分かりませんが、申請人は住民票の住所を記載していただいたと思っておりますので、これについては適用外の審議とはまた別の話になるかと思えますけれども、調べて後ほどお知らせいたしたいと思えます。

21番  
畠山 潔 委員

書類を受け付ける際、その辺のチェックは必要だと思います。今後は、気をつけて受付をするようお願いいたしまして、今の答弁の内容で結構です。

議 長

その他ございませんか。

13番  
佐藤 和威治 委員

同じく2号ですが、170-16を分筆して、宅地だというふうに図面上なっていますが、ほかに接続する宅地はないですよ

ね。

170-15のほうは雑種地で地目を登記して、見るからに道路的な形状に見えるわけですが、この170-16が図面上の左側は山林で、右側が雑種地、そうするとこの22㎡の部分だけは宅地の地目で登記をする、その理由は何でしょうか。

局長 補佐

お答えいたします。

今ご指摘のあった隣接170-6の山林ですけれども、これの一部が実質的には宅地化されておりまして、それと接続している関係で課税上の評価が宅地になっているという現状でございます。

議長

了解ですね、佐藤委員

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第89号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第89号」を可と決します。

議長

以上で議案審議が終了いたしました。

第12回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時29分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議長

署名委員

署名委員